

令和4年12月22日
砧総合支所

世田谷区立砧区民会館の指定管理者候補者の選定について

(付議の要旨)

令和6年4月からの世田谷区立砧区民会館の指定管理者候補者の選定方法について審議し、下記のとおり選定を行っていく。

1. 主旨

世田谷区立砧区民会館の指定期間が令和6年3月で終了することから、令和4年3月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立区民会館条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年4月からの指定管理者候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立砧区民会館（成城ホール）
- (2) 所在地 世田谷区成城六丁目2番1号

3. 指定期間

5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする（別紙参照）。

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）

株式会社 世田谷サービス公社

(2) 選定委員会による評価

選定委員会による現指定管理者の評価を実施した。

選定委員会では、新型コロナウイルスによる影響や新型コロナワクチン接種会

場の指定を受け厳しい状況の中で適正に運営されていると評価された。一方で、収支の悪化については、区の指示に基づく休館や時間短縮、キャンセル料の還付、新型コロナワクチン接種会場利用などによる利用料収入への影響も少なくないため、区の支援の在り方について、次年度の運営に向けた改善を行えるよう指定管理者と協力しながら検討するように指摘があった。また、次期指定管理者候補者の選定の際に、利用率向上のための工夫を取り入れていくと共に、新型コロナウイルスの影響に対する取組みや、SDGsやDXへの取組みについても確認していく。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 施設の維持管理	日常の清掃や軽微な修繕等、適切な維持管理に努めている。
2. 施設の運営	新型コロナウイルスによる影響を大きく受けているが、適正に運営されている。
3. 事故や緊急時等への対応	日頃から事故防止や災害時の対応など積極的に取り組んでいる。
4. サービス向上の取組み	窓口接遇の向上についての研修の実施、利用者アンケートに基づきキャッシュレス化やWi-Fiを設置するなど、サービス向上に取り組んでいる。 苦情がゼロとなっているが、意見や要望をいただくこともあるはずであり、今後はその点も把握することが望ましい。
5. 収支状況	自主事業による収支が芳しくなく、企画内容や集客への取組みについて改善が望まれる。 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による休館・時短営業、利用者の減少等の影響により、令和2・3年度の収支のバランスは厳しい状況となっているが、適切な対応に向け努力してきている。 令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、休館・時短営業等にかかるキャンセル料の補填、利用の低下に伴う利用料金減収分の補填を行った。 また、令和3年度から集会室5部屋すべてを新型コロナウイルスのワクチン接種会場として使用しているため、利用料収入減額分の補填を行った。
6. 改善の取組み	利用率の低い夜間枠の活用や立地条件を生かした利用などの面においては改善・工夫が望まれる。

<p>【総合評価】</p> <p>新型コロナウイルスの影響や新型コロナワクチン接種会場の指定により施設利用率が落ち込んではいるが、概ね適正に運営されていると評価できる。</p> <p>次期指定管理者候補者の選定については、民間事業者の創意工夫による利用率の向上やニーズに合った自主事業の実施など経営努力によるサービスの向上が見込まれることから、引き続き指定管理者制度を適用し、指定期間を5年間として公募により選定するのが望ましい。</p>
<p>【実績評価の反映】</p> <p>実績評価の反映として、年度評価3年間分の配点数に対する合計点数の割合が90.3%であったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合の10%を限度に加点する方向とし、最終的には年度評価4年間分の結果を踏まえて加点を決定する。</p>

6. 指定管理者制度導入の理由

世田谷区立砧区民会館では、管理業務運営や清掃・保守管理、利用者ニーズへの迅速な対応等、施設の効果的な運営を図ることができた。区民のニーズに合った自主事業を実施する等、民間事業者の創意工夫による提供サービスの向上により、利用者へのサービスの向上が期待できることから指定管理者制度を継続する。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会における審議結果等を踏まえ、条例第7条第1項の規定により、指定管理者の候補者を公募により選定する。

(2) 選定基準

条例第7条第3項に定める選定基準に基づき選定を行う。

- ①区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- ②区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。
- ③区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和5年	2月	区民生活常任委員会報告（評価・選定方法）
	4月	公募開始
	4月～7月	選定期間
	7月	政策調整会議（選定結果）
	9月	区民生活常任委員会報告（選定結果）
		第3回区議会定例会（指定）
令和6年	4月	次期指定管理者による運営の開始

世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	役職等
外部委員	垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授
	境 新一	成城大学経済学部教授
	塩田 尚人	健康文化研究所代表
	西崎 守	砧地域町会・自治会連合会会長
	吉竹 恒詞	東京税理士会北沢支部
内部委員	舟波 勇	地域行政部長
	木本 義彦	北沢総合支所長

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日
内部委員 令和4年度 北沢総合支所長
令和5年度 玉川総合支所長